

新型コロナ対策で実効性の高い業種別ガイドラインへ見直しを求める
意見書

新型コロナウイルス感染者数は、令和2年9月23日現在、全国で感染者80,113人、死亡者1,524人にのぼり、県内の状況は、感染者375人、死亡者2人という深刻な事態となっている。

一方、8月24日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会においては、国民の感染防止対策の努力や、様々な業種の事業者が実施した感染防止対策の効果が一定程度現れていると評価されている。

なお、事業者による感染防止対策は、業種別ガイドラインに沿った形で実施される例が多く、当初19業種81団体のガイドラインが公表されており、9月23日時点では、23業種266団体となっている。

これらは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」を参考に策定されているが、この時期は緊急事態宣言の下、手探り状態の中で策定されたものであり、合理的又は効率的な感染対策とは言えないものが含まれている。

よって、政府においては新型コロナウイルス感染症対策分科会へ、より現実的で合理的な対策は何かという視点で、ガイドラインに関する留意点の見直しを働きかけ、それを受け業種別ガイドラインがより実効性の高いものに見直されるよう求めるものである。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年10月8日

宮城県大崎市議会議長 相澤 孝弘

内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策担当)
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

} 殿